

令和6年8月まで 山口市へき地保育所利用者負担額表 《阿東地区の園のみ》

階層	定義		副食費徴収免除対象・利用者負担額(月額)円																		
			1号認定		2号認定・3号認定																
			副食費	教育標準時間	(3~5歳児)			(0~2歳児)													
					副食費	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間												
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援支給受給世帯										幼児教育・保育の無償化により無料										
B1	市民税非課税世帯	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯	きょうだい順に関わらず徴収免除	きょうだい順に関わらず徴収免除	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	第2子は( )内の額、第3子以降は無料	第3子以降は無料 同時入所の2人目は( )内の額、3人目以降は無料												
B2		その他の世帯																			
C1	市民税課税世帯(均等割のみ課税)	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯																3,400(0)	3,400(0)		
C2		その他の世帯																8,000(4,000)	8,000(4,000)		
D1	市民税所得割額	48,600円未満								母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯									4,200(0)	4,200(0)	
D2										その他の世帯									10,000(5,000)	10,000(5,000)	
D3		48,600円以上 57,700円未満								母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯										4,200(0)	4,200(0)
D4										その他の世帯									14,000(7,000)	14,000(7,000)	
D5		57,700円以上 77,200円未満								母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯										4,200(0)	4,200(0)
D6										その他の世帯									14,000(7,000)	14,000(7,000)	
D7		77,200円以上 85,200円未満								小学3年生までの兄弟を含めて3人目以降は徴収免除										16,000(8,000)	16,000(8,000)
D8												85,200円以上 97,000円未満									19,000(9,500)
D9											97,000円以上 169,000円未満										25,000(12,500)
D10			169,000円以上 211,300円未満											29,000(14,500)	29,000(14,500)						
D11				211,300円以上 301,000円未満										36,000(18,000)	36,000(18,000)						
D12			301,000円以上 397,000円未満											43,000(21,500)	43,000(21,500)						
D13				397,000円以上										50,000(25,000)	50,000(25,000)						

(1) (2)

(1) (2)

(1) (2)

※1 年齢は令和6年4月1日現在になります。

※2 4月分~8月分の利用者負担額は令和5年度の市民税額により決定されます。9月分~翌年3月分の利用者負担額は令和6年度の市民税額により決定されます。

※3 令和6年9月以降、同一生計内における0~2歳児の第2子以降の利用者負担額は無料になります。

※4 市民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。

※5 税源移譲が行われた指定都市において市民税が課税されている場合、税源移譲前の旧税率で計算した市民税額を使用します。

※6 こどもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。

※7 1号・2号認定の利用者負担額には給食費は含まれません。3号認定利用者負担額には給食費を含みます。

※8 この利用者負担額のほか、利用する施設・事業により教材費や行事費などの実費徴収費が必要な場合があります。

※9 「延長利用者負担額」及び通常保育時間内であっても保育短時間を越えて利用する場合の「短時間延長利用者負担額」は無償化の対象ではありません。

(1) 国の軽減制度の説明です。なお、同時入所には幼稚園や企業主導型保育事業等を利用している場合も含めます。

(2) 県及び市の軽減制度の説明です。なお、この制度は、(1)の国の軽減制度に加えて軽減を適用します。